

利用料金表

併設型ユニット型短期入所生活介護費（介護保険給付対象）

要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自己負担額	529円/日	656円/日	704円/日	772円/日	847円/日	918円/日	987円/日

(1割負担)

食費・居住費

区分	食費	居住費	備考
第1段階	300円/日	880円/日	市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者又は、生活保護を受給している方。
第2段階	600円/日	880円/日	市民税非課税世帯で所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方
第3段階①	1,000円/日	1,370円/日	市民税非課税世帯で所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円超120万円以下の方
第3段階②	1,300円/日	1,370円/日	市民税非課税世帯で所得金額と課税年金収入額の合計が年額120万円超の方
第4段階	1,600円/日	2,066円/日	上記以外の方と上記第1～3②段階該当だが預貯金が一定額以上ある方。世帯に課税者がいる方又は市町村民税本人課税の方

各種加算（介護保険給付対象）

加算項目	自己負担額	備考
機能訓練加算	12円/日	入居者毎に個別機能訓練計画を作成し実施した場合
若年性認知症入所者受入加算	120円/日	若年性認知症入所者を受入れ、介護サービスを提供した場合（対象者のみ）
夜勤職員配置加算Ⅱ	18円/日	夜間及び深夜の時間帯に、介護・看護職員を基準の人員より1名以上多く配置している場合
療養食加算	8円/回	医師の指示により、療養食を提供した場合
送迎加算	184円/片道	利用者に対し送迎を行なった場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、入居することが適当であると判断した場合（7日を限度）
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が80%以上である場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づく改善活動を継続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	経験・技能のある介護職員等の処遇改善に要する加算 ※施設サービス費＋各種加算料金×0.14にて算出された金額	

自己負担（介護保険給付対象外）

理美容料金	実費	出張による理美容を利用した場合
医療費・薬代	実費	医療機関へ受診した場合
日常生活上必要となる諸費用	実費	入居者に負担頂くことが適当であるのみに係る費用（衣類、歯ブラシ等）
特別な食費	実費	入居者の希望に基づいて特別な食事を提供した場合
私物洗濯代（外部委託）	実費	入居者の希望等により外注した場合
TV使用料	100円/日	入居者の希望等により居室にてTVを使用する場合

